

大淀川河川空間イベント企画運營業務委託に関するコンペティション 実施要領

1. 目的

本業務では、観光客数や宿泊需要が落ち込む 12 月の閑散期に、大淀川河川空間において、花火、ステージイベント、飲食・物販等の各種コンテンツとドローンショーを組み合わせたイベント(※以下「本イベント」という。)を開催することで、冬季における新たな観光コンテンツの創出を図り、県内外からのさらなる観光客の誘致並びに宿泊、飲食及び周遊等による地域経済への波及効果を高めることを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 件名 大淀川河川空間イベント企画運營業務委託
- (2) 日時 令和8年12月5日(土)・6日(日) 各日 正午～20:00(イベント開催時間)
※気象条件その他の事情により変更する場合がある。
- (3) 場所 大淀川河畔 橘公園周辺
- (4) 業務内容 大淀川河川空間で開催するイベントについて、全体の企画、会場設営、運営、花火の実施、出演者及び出店者等との調整、安全管理、警備、広報その他イベント開催に必要な業務を行う。
また、発注者が別途契約するドローンショー実施事業者その他の関係事業者と十分に連携及び調整を行い、イベント全体を円滑かつ安全に実施するものとする。
詳細は、別紙「大淀川河川空間イベント企画運營業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (5) 履行期間 契約締結日から令和9年1月29日

3. 提案限度額

32,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

4. 業務スケジュール

実施内容	期日等
(1) 公募開始	令和8年9月11日(金)
(2) 質問の受付締切	令和8年9月17日(木) 正午
(3) 質問への回答	令和8年9月18日(金)
(4) 参加申込書 受付締切	令和8年9月18日(金) 17時必着
(5) 企画提案書 提出締切	令和8年9月30日(水) 正午必着
(6) 審査(書類審査) 結果通知	令和8年10月2日(金)

※各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

5. 参加資格要件

本コンペティションに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと
- (3) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (4) 応募時点において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人若しくは法人以外の団体に該当しないこと。
- (6) 役員(法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)が、宮崎市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 47 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 過去 5 年以内に、国、地方公共団体、観光協会その他これらに類する団体が発注した、屋外イベントの企画及び運營業務を、受注者として履行した実績を有すること。
- (8) 本業務を円滑かつ確実に遂行できる業務執行体制を構築できること。
- (9) 花火の実施に必要な資格、技術及び実績を有する者を業務実施体制に含めること。なお、当該業務については、発注者の承認を得た上で、専門事業者へ再委託することができる。

6. 参加申込みの手続き

(1) 提出書類

提出書類名	提出上の注意
① 参加申込書(様式第1号)	契約時に使用する印鑑を押印すること。
② 法人概要(様式第2号)	
③ 商業登記事項証明書(写し可)	法務局で発行する商業登記事項証明書(発行3か月以内)
④ 誓約書兼同意書(様式第3号)	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づく誓約書を提出すること。
⑤ 業務実績(様式第4号)	過去5年間の類似業務の実績と成果(定量的評価)を具体的な数値含め記載すること。 併せて、契約書の写し等を添付すること。 なお、契約書の写しがない場合は、契約関係を証するもの(請書・納品書・請求書・領収書の写し及び振込が確認できる書類(通帳の写し等)の両方)を添付すること。

(2) 提出方法

郵送・持参またはEメールにより、6. - (4)に記載する当協会宛て提出すること。

(3) 提出期限

令和8年9月18日(金) 17時必着

(4) 提出先

〒880-0811 宮崎市錦町1番10号 宮崎グリーンスフィア壱番館3階
公益社団法人宮崎市観光協会(担当:井上)
電話: 0985-20-8658 / FAX: 0985-28-3614
Mail: inoue-m@miyazaki-city.tourism.or.jp

7. 質問及び回答

(1) 質問

- 質問方法 質問書(様式第5号)をメールにて、6. - (4)に記載する当協会宛て提出すること。
- 受付期間 令和8年9月11日(金)から令和8年9月17日(木) 正午まで

(2) 回答

- 回答方法 当協会のホームページに記載し、個別には回答しない。
掲載URL: <https://www.miyazaki-city.tourism.or.jp/>
- 回答日 令和8年9月18日(金)までに随時

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

提出書類名	提出上の注意
① 企画提案書(任意様式)	作成にあたっては、別紙「仕様書」を参照すること。
② 業務執行体制(様式第6号)	代表者、本業務の責任者及び本業務に従事する職員並びに花火その他の専門事業者について記載すること。
③ 見積書(任意様式)	積算内訳を記載し、イベント企画運営費、会場設営費、花火実施費、警備費、広報費その他の経費区分が分かるものとする。 ※荒天時のキャンセルポリシーを記載すること。

(2) 提出方法

- 郵送・持参またはEメールにて、6. - (4)に記載する当協会宛てに提出すること。
 - Eメールで提出の場合正本データファイル、副本データファイルを、それぞれファイル名を明確に区分して作成すること。
 - 郵送・持参で提出の場合、正本1通、副本6通を提出すること。
- ※副本については審査の公平性を期すため、社名や特定の事業者を類推させる一切の情報を削除した上で、審査用資料として作成すること

(3) 提出期限

令和8年9月30日 正午必着

9. 審査方法

(1) 審査基準

企画提案競技方式とし、提出された企画提案書の内容を総合的に評価し、最も優れた提案者を選定する。

(2) 選定方法

1 事業者の選定参加者より提出された企画提案書をもとに、審査員が審査項目に従って内容を総合的に審査し、最も優秀な企画提案を行った事業者を選定する。

2 選定基準

別表「審査基準」のとおり

(3) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

1 提案書類が提出期限を過ぎて提出された場合。

2 提出書類に虚偽の記載があった場合。

3 見積金額が提案限度額を超えている場合。

4 参加資格要件を満たしていないことが判明した場合。

5 審査の公平性を害する行為があったと当協会が認める場合。

6 企画提案書の副本に、提案事業者を特定又は類推できる情報が記載されていた場合。

7 その他、本実施要領に定める事項に違反した場合。

10. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後、全ての提案事業者にメールまたは文書にて通知する。

なお、通知予定日は、令和8年10月2日(金)とする。

他の提案事業者の提案内容を含む、選定結果の優劣に関する問い合わせには、一切応じない。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を当協会のホームページに公表する。

- 受託候補者の名称、点数

- 提案事業者の名称(50音順)

※提案事業者が2者の場合は、公表しない。

- 受託候補者以外の提案事業者の点数(点数の高い順)

※受託候補者以外の提案事業者の名称と点数は、関連付けない。

11. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

選定された受託候補者と当協会との間で、委託内容及び経費等について詳細な調整を行い、合意に至った場合に契約を締結する。

(2) その他

1 契約代金の支払いは、原則として業務完了後の検査を経て、受注者からの適法な請求に基づき行うものとする。

2 受託候補者に選定された後、やむを得ない事情により契約を締結しない場合は、速やかにその理由を明記した辞退届を提出しなければならない。この場合、次順位の者を繰り上げて受託候補者としてすることができる。

12. その他

(1) 業務の再委託

本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託しようとする場合は、あらかじめ委託者と協議し、書面による承認を得なければならない。

ただし、花火、会場設営、音響、照明、警備その他専門的な技術又は資格を要する業務について、企画提案時から実施体制に含まれている専門事業者へ再委託する場合も、同様に委託者の承認を得るものとする。

(2) 提出書類の取扱い

1 提出された書類は、返却しない。

2 提出後の書類の訂正・差替えは認めない。ただし、当協会が特に指示した場合はこの限りではない。

3 提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者の選定以外の目的では使用しない。

(3) 参加にあたっての留意事項

1 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。

2 参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、速やかに辞退届を提出しなければならない。

3 企画提案書及び見積書は、1事業者につき1提案に限るものとする。

- 4 提案事業者が1者のみであっても審査を行い、受託候補者としての適否を決定する。
- 5 企画提案書に記載された配置予定者、協力事業者等は、原則として本業務に従事するものとする。やむを得ず変更する場合は、事前に当協会の承認を得なければならない。

附 則

この要領は、令和8年9月11日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。